

带状疱疹ワクチン 任意予防接種



対象者 ①②のどちらにも当てはまる方

- ① 高浜町に住民登録があり、接種日時時点で50歳以上の方
- ② 該当年度の带状疱疹定期予防接種対象外の方

※すでに带状疱疹定期予防接種で接種を完了した方は対象外です。ただし、不活化ワクチンの2回目の接種が未完了の方は対象となります。

助成対象 どちらかの带状疱疹ワクチン接種費用が対象

助成の対象となるのは、どちらか一方のワクチンのみで、生涯1度限りです。

ワクチンの種類	接種回数	助成金額
乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン)	1回	接種費用の2分の1 (上限5千円)
乾燥組換え带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)	2回	1回あたり接種費用の2分の1 (上限1万円)

接種費用は医療機関によって異なります。

接種方法 保健福祉課に事前申請して、助成券を使用して接種します

- ① 「高浜町带状疱疹予防接種費用助成申請書」を保健福祉課に提出し、申請する。
- ② 保健福祉課から助成の「交付決定通知書」および「助成券」が郵送で届く。
- ③ 協力医療機関に接種の予約をし、予約した日に接種を受ける。
当日の持ち物：助成券、マイナ保険証または資格確認書、お薬手帳
- ④ 接種後接種費用のうち自己負担額を窓口で支払う。

※不活化ワクチンの接種の際に1回目と2回目の間に4月1日をまたぐ場合4月以降に再度申請が必要となります。

高浜町保健福祉課 TEL:0770-72-2493